

第26回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 動画の拡散などの表現活動について、不当な差別的言動への該当性を判断するに当たっては、十分な検討を踏まえた確に対応すべき

 - ・ 概要等の公表に当たっては、その目的や効果を勘案した上で、事案に即して公表の仕方を工夫すべき